

平成19年5月10日

奈良市文化振興計画推進委員会市民公募委員の募集について

1 目 的

奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、日本の伝統文化が息づくまちです。本市では、このすばらしい地域の文化力を活かした、文化の薫り高いまちづくりを目指して、「奈良市文化振興条例」(別紙)を制定し、平成19年4月1日付けで施行しました。

この条例の理念を実現するために文化振興計画推進委員会を設置し、具体的な行動計画を策定することとしています。

委員の皆様には、活発な論議を交わしていただき、本市の特性を活かした計画を目指します。

この委員会のメンバーに、文化の力で奈良市を元気にしようと思っておられる市民の皆様の参加を募集しています。

- 2 募集期間 平成19年5月1日(火)～5月20日(日)
- 3 応募資格 (1)文化に関心のある方
(2)市内在住又は在勤で20歳以上の方
(3)国及び地方公共団体の議員又は奈良市の常勤公務員でない方
(4)平日に開催される会議に出席できる方
(5)暴力団の構成員でない方
- 4 任期 委嘱の日から2年間
- 5 募集人数 2人
- 6 活動内容 推進委員会と意見交換会への参加
- 7 応募方法 5月20日(必着)で氏名(ふりがな)住所、電話番号、性別、生年月日、職業、文化活動などの活動歴、応募理由を書いて、(様式は市ホームページトップページお知らせよりダウンロード可)小論文(800字程度 テーマ/私の提案～奈良市文化振興条例の理念の実現に向けて～)とともに郵送又は直接市文化国際課へ。メール・ファックスによる応募も可。

問合せ先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部 文化観光室 文化国際課

&Fax(0742)34-4728

E-mail bunkasinkou@city.nara.nara.jp

奈良市文化振興条例

奈良市は古代日本の都の置かれたまちであり、平城京に開花した文化は、日本の発展の礎となった。今も正倉院の宝物や寺社の建物、伝統行事などを通じて往時の繁栄のさまを偲ぶことができる。

平城京は、世界に向けて門戸を開いた日本で最初の国際都市であり、私たちは大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んできた。「古都奈良の文化財」の世界遺産への登録は、その歴史的・芸術的価値に加えて、それが市民の生活や精神の中に生かされ、今日まで文化として生き続けていることが高く評価されたからである。平安京遷都後の奈良は信仰のまちとしての歴史を刻んできたが、特に中世以来の面影を留める町並みや、そこで連綿と営まれている伝統的な行事や文化財は、その重層的な歴史を物語るものである。

文化は創造力の源泉であり、様々な分野の活力を促し、まちを豊かにする。だれもが等しく空気を吸うごとく、生活の中で文化の薫りに触れられる環境を作ることが、明日の文化の担い手である子どもたちの豊かな情操を育むことになるはずである。それを、人づくり、まちづくりに生かすことによって、古都奈良を生き生きとしたまちに蘇らせることができるのではないだろうか。

私たちは平城京に思いを馳せ、その受容の精神と進取の気風に学び、国際文化観光都市として魅力あるまちづくりを目指すものである。そのためには、古都奈良の顔を大切にしながら新しく育ちつつある文化の芽を慈しみ、奈良市のアイデンティティを磨き抜いていかなければならない。そして、文化の持つ無限の力を生かすため、すべての営みに美しい文化を育む視点を取り入れ、手を携えて共に歩むことを期すべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、文化によるまちづくりの基本理念を定め、その実現のための施策を市と市民とが協働で推進していくに当たっての基本的な考え方を明らかにすることにより、本市における文化振興施策の総合的な推進を図り、もって地域の個性を生かした活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ

め、学術、景観、観光及び市民が主体となつて行う生涯学習等を含む創造的な諸活動をいう。

(基本理念)

第3条 文化によるまちづくりは、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 文化に関する活動を行う者(団体を含む。)の自主性及び創造性を尊重すること。
- (2) 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- (3) 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしよう努めること。
- (4) 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- (5) 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化によるまちづくりに必要な行政組織を整備し、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、市民の自発的かつ多様な文化活動を尊重しなければならない。
- 3 市は、市民及び民間団体と協働で、文化の振興に努めなければならない。
- 4 市は、文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 5 市は、市のすべての施策に文化を^{はぐく}育む視点を取り入れて、それを推進するよう努めなければならない。

(市民及び民間団体の役割)

第5条 市民及び民間団体は、それぞれが文化の担い手であることを自覚し、その創造、享受及び発信に積極的に努めるものとする。

- 2 市民及び民間団体は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第7条 市長は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本

的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。
- (2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。
- (3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。
- (4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。
- (5) 文化を担う人材の育成に関すること。
- (6) 青少年の文化活動の支援に関すること。
- (7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。
- (8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。
- (9) 文化に係る交流の促進に関すること。
- (10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。
- (11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。
- (12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。
- (13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。
- (14) 文化の振興と経済との連携に関すること。
- (15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。
- (16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。
- (17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。
- (18) その他文化の振興に関する重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める奈良市文化振興計画推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（奈良市文化振興計画推進委員会）

第8条 前条第3項に定めるもののほか、文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、その権限に属することとされた事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和 2 7 年奈良市条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

文化振興計画推進委員会の委員	日 額	1 0 , 0 0 0 円
----------------	-----	---------------